

# 令和2年度介護保険料が **一部変更** となります

令和元年度に引続き、消費税率の引き上げに合わせた低所得者への軽減強化により、低所得者にかかる段階(第1段階から第3段階)分の保険料が下表のとおり変更となります。

## 令和2年度北斗市第1号被保険者 介護保険料一覧表 ※( )は令和元年度

段階	対象者	計算方法	月額	年額 (月額×12ヶ月)
1	世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金の受給者の方 または、本人の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方 生活保護の受給者の方	基準額×0.30 (基準額×0.375)	<b>1,980</b> (2,475)	<b>23,760</b> (29,700)
2	世帯全員が市民税非課税で、本人の合計所得金額+課税年金収入額が 80万円を超え120万円以下の方	基準額×0.50 (基準額×0.625)	<b>3,300</b> (4,125)	<b>39,600</b> (59,400)
3	世帯全員が市民税非課税で、本人の合計所得金額+課税年金収入額が 120万円を超える方	基準額×0.70 (基準額×0.725)	<b>4,620</b> (4,785)	<b>55,440</b> (57,420)
4	世帯員に市民税課税者がいて、本人が市民税非課税の方 また、本人の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	基準額×0.90	<b>5,940</b>	<b>71,280</b>
5	世帯員に市民税課税者がいて、本人が市民税非課税の方 また、本人の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超える方	基準額×1.00 【基準額】	<b>6,600</b>	<b>79,200</b>
6	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円未満の方	基準額×1.20	<b>7,920</b>	<b>95,040</b>
7	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円以上200万円未満の方	基準額×1.30	<b>8,580</b>	<b>102,960</b>
8	本人が市民税課税で、合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	基準額×1.50	<b>9,900</b>	<b>118,800</b>
9	本人が市民税課税で、合計所得金額が300万円以上500万円未満の方	基準額×1.70	<b>11,220</b>	<b>134,640</b>
10	本人が市民税課税で、合計所得金額が500万円以上の方	基準額×1.90	<b>12,540</b>	<b>150,480</b>

## ■ 65歳以上の方の保険料の納め方 ■

### 年金額が年額18万円以上の方

#### 特別徴収

偶数月(4月、6月、8月、10月、12月、2月)に支払われる年金から、1回につき2カ月分の保険料が天引きとなります。

※ただし、以下のような場合は一時的に普通徴収になります。

- 年度途中で他の市町村から転入されたとき
- 4月の時点で年金を受け始めていないとき
- 年度の途中で65歳に到達したとき など

### 年金額が年額18万円未満の方、 老齢福祉年金を受給している方

#### 普通徴収

北斗市が指定する金融機関で納付書もしくは口座振替などによって取めていただきます。

- **便利で確実な口座振替をご利用ください。**  
介護保険料納入通知書・預金通帳・通帳届出印を持参して、指定の金融機関・郵便局へお申込ください。

## ● 特別徴収の方の保険料

前年度から引き続き特別徴収の方は、原則として、4月・6月・8月分は前月(2月)と同額の保険料が天引きされます。(年度が始まる4月の段階では前年の所得等が確定していないためです。)前年の所得等が確定後、令和2年度の保険料が正式に決まり、10月以降(本徴収)は、年額保険料から4月・6月・8月分の合算額を差し引いた残額を3回に振り分けて天引きされることになります。

ただし、保険料が大きく変わる方などについては、6月と8月で調整して徴収額を平均化する場合もあります。

令和元年度			令和2年度					
10月	12月	2月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
			<b>仮徴収</b> (2月と同額の保険料)	<b>調整期間</b> (保険料が大きく変わる方などについては、調整して徴収額を平均化する場合があります。)		<b>本徴収</b> (年間保険料額から8月までに収めた分を差し引いた額を3回にわけて徴収します。)		

みなさんの健やかで安心した暮らしをお手伝いするための介護保険制度です。  
ご理解とご協力をお願いいたします。

問 市役所保健福祉課高齢者・介護保険係[内線156~159]

